

沿岸広域振興局長告示第37号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成23年5月31日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371100520	有限会社こめっと	デイホーム ほっと陽だまり	釜石市鶴住居町第15地割 26番地5	平成23年3月31日